平成２２年（フ）第１２３号
群馬県みどり市笠懸町鹿4547―26　レクセル小内Ｃ105号室、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町桐原156番地１　アパートせいとく12号
債務者　荒井　隆典
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２号
群馬県桐生市天神町２丁目８番25号
債務者　中村かづ子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９４４号
千葉市稲毛区六方町36番地５
債務者　秀島　政江
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０５号
千葉県浦安市当代島３丁目５番６―302号第２早川ビル
債務者　谷崎　小夜
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４１号
千葉県市川市菅野４丁目18番27―302号すが野マンション
債務者　嵐　ゆりか（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目16番地２サンビレッジゆりのき台Ａ―201
債務者　福田亜矢子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
千葉市中央区都町３丁目12番６号　大田切ハイツ101号
債務者　伊藤　　圭
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
千葉県市川市福栄１丁目３番１号コーポトータス203号
債務者　小宮山晴久
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
千葉県市原市光風台３丁目53番地
債務者　泉　　邦子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４号
千葉県船橋市咲が丘１丁目28番28号ハイツ新山205号
債務者　小暮　麗子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３号
千葉県市原市大厩1357番地１　アルカディア本郷台102
債務者　松沢　賢二
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
石川県加賀市山代温泉への74番地の２
債務者　表　　安代
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９号
石川県加賀市山代温泉への74番地の２
債務者　表　　剛夫
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３２１号
長野県松本市中央４丁目５番37号
債務者　小澤　満雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３４号
長野県安曇野市三郷明盛516番地４
債務者　山田　　守
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４０号
静岡県下田市白浜1077番地の25　伊豆白浜ビーチホテル太洋マンション305号
債務者　川﨑　眞一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３１１２号
名古屋市南区豊田５丁目５番28号　真栄マンション道徳1100号
債務者　田中眞奈美（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部